

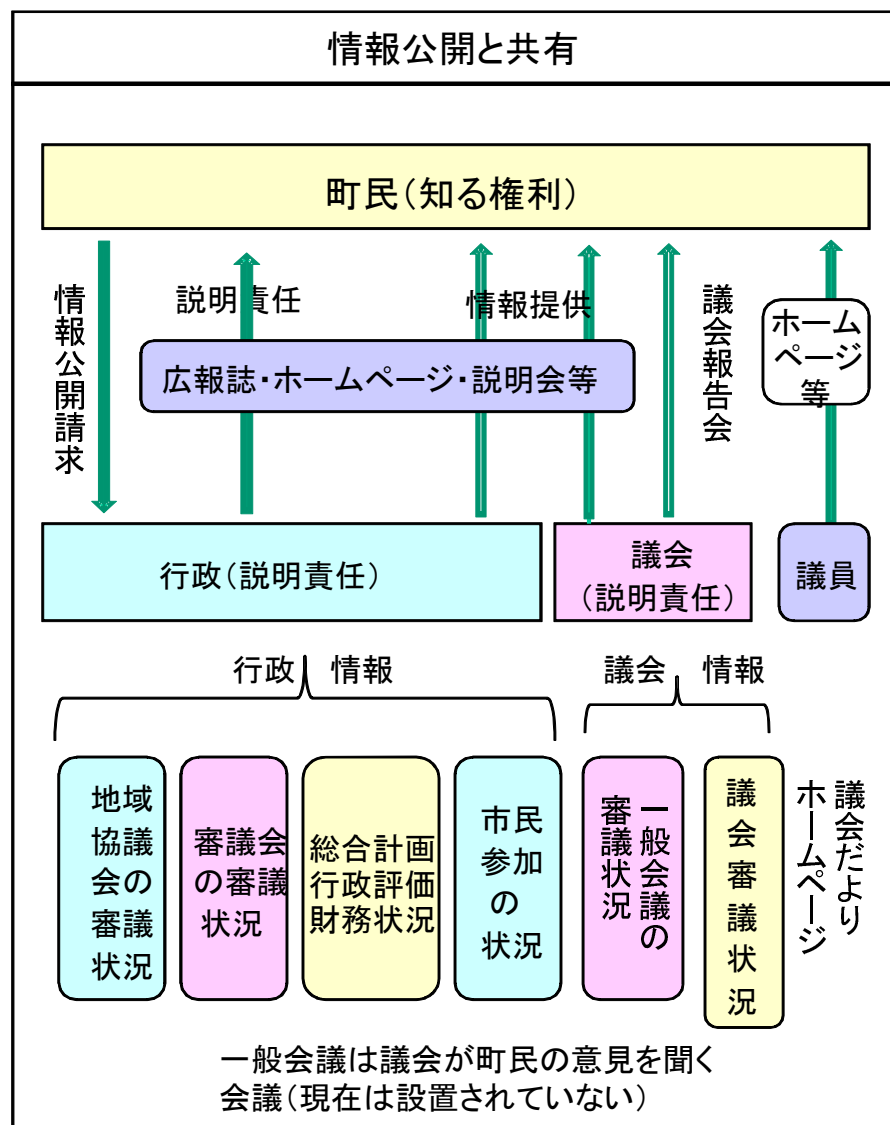
自治基本条例の概要
(情報共有)

平成21年10月29日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

自治基本条例の情報共有

p67



ポイント

①情報提供 町は、町政の情報について、町民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

②説明責任 町は、行政運営の透明性を高めるため、町政について、町民に分かりやすく説明する責任を果たします。

2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。

③情報公開 町民は、町政に関する情報について、町にその開示を求めることができます。

④個人情報保護 町は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

情報公開条例 (町の保有する情報の公開を請求する権利)、

個人情報保護条例 (個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定める)

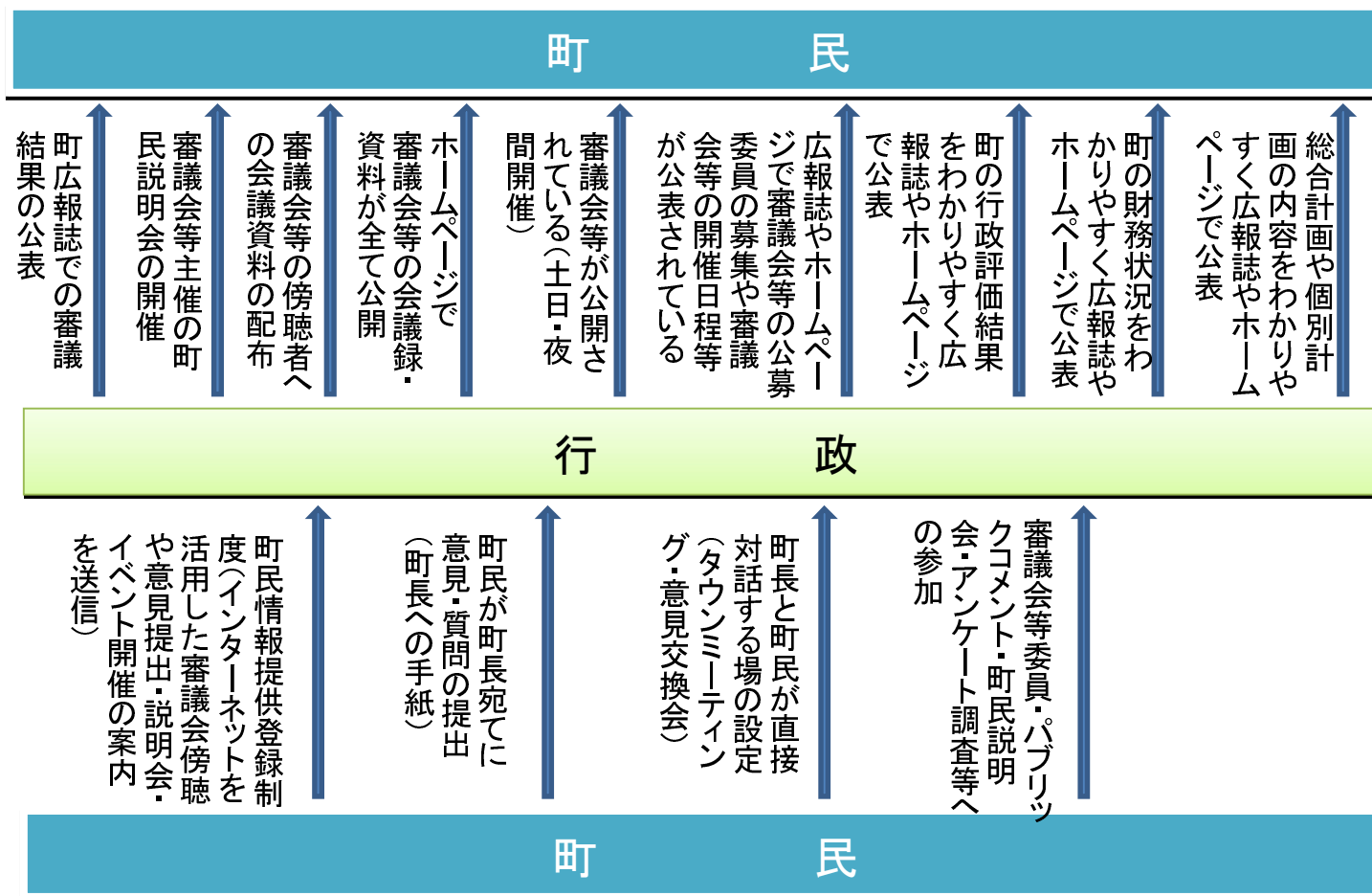
自治基本条例の情報共有 p67(条文集)

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	二セコ町	八雲町	八雲町	美幌町
情報共有	(町民の知る権利) 第5条 町民は、町及び議会が保有する情報を知る権利があります。 2 町は、保有する情報が町民と共有する財産であることを認識し、積極的な公開に努めます。 3 町は、情報を正確で分かりやすく提供するとともに、町民が容易で速やかに得られるように多様な媒体の整備と活用に努めます。 4 町は、第1項に規定する権利を明らかにするため、情報公開に関する制度を別に定めます。 (個人情報保護) 第6条 町民は、自らに関する個人情報について、開示、訂正及び利用停止を町及び議会に請求する権利があります。 2 町は、町民の基本的権利を守るため、町が保有する個人情報を保護します。 3 町は、第1項に規定する権利を明らかにするため、個人情報の保護に関する制度を別に定めます。	(情報共有) 第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。 (情報公開) 第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。 2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。 3 前2項に関して必要な事項は、別の条例等で定めます。 (説明責任) 第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。 2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。 (町民の意見等への取扱い) 第7条 町は、町民の意見、要望、苦情等(以下「町民の意見等」といいます。)に対し、迅速かつ誠実に対処します。 2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。 (選挙) 第8条 町長や町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。	(情報提供及び情報公開) 第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとします。 (個人情報保護) 第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。 2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。 3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。 (会議公開) 第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。 (情報共有の手法等の整備) 第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。	(情報提供) 第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。 2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。 (情報公開) 第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。 2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。 (個人情報保護) 第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。 2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。 3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。 (会議公開) 第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。 (情報共有の手法等の整備) 第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。	(情報共有及び説明責任) 第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。 (情報公開) 第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。 2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。 (個人情報保護) 第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的権利である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。 2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。	第3章 情報共有の推進 (意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。 (情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすよう努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。 (個人情報の保護) 第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。	第2章 情報共有 1 情報共有の基本 (1) 町民、議会及び行政は、互いに町政に関する情報を伝え合い、情報の共有が町民主体の自治の根源であることを強く認識することを基本とします。 2 情報提供 (1) 議会及び行政は、町民との条例の基本理念の実現を図るため、その保有する町政に関する情報及び町民生活に必要な情報等を積極的に、わかりやすく、適時に提供するものとします。 3 説明責任 (1) 議会及び行政は、町政の執行において透明性を確保するため、町民に対して町政に関する情報について説明する責務を有します。 4 情報公開 (1) 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。 (2) 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例に定めるところにより、情報を公開します。 5 個人情報の保護 (1) 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に条例に定めるところにより、適正な保護を図ります。	6 町民の意見 (1) 行政は、町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、行政運営に反映するよう努めます。 (2) 行政は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理するための制度の整備に努めます。 7 情報の収集及び管理 (1) 行政は、行政運営に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できるよう整理し、保存します。 8 会議の公開 (1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する審議会及び政策の推進にあたり設置される機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)は、原則公開とします。ただし、公開することが適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることが出来ます。	

町民と行政の情報共有

情報共有

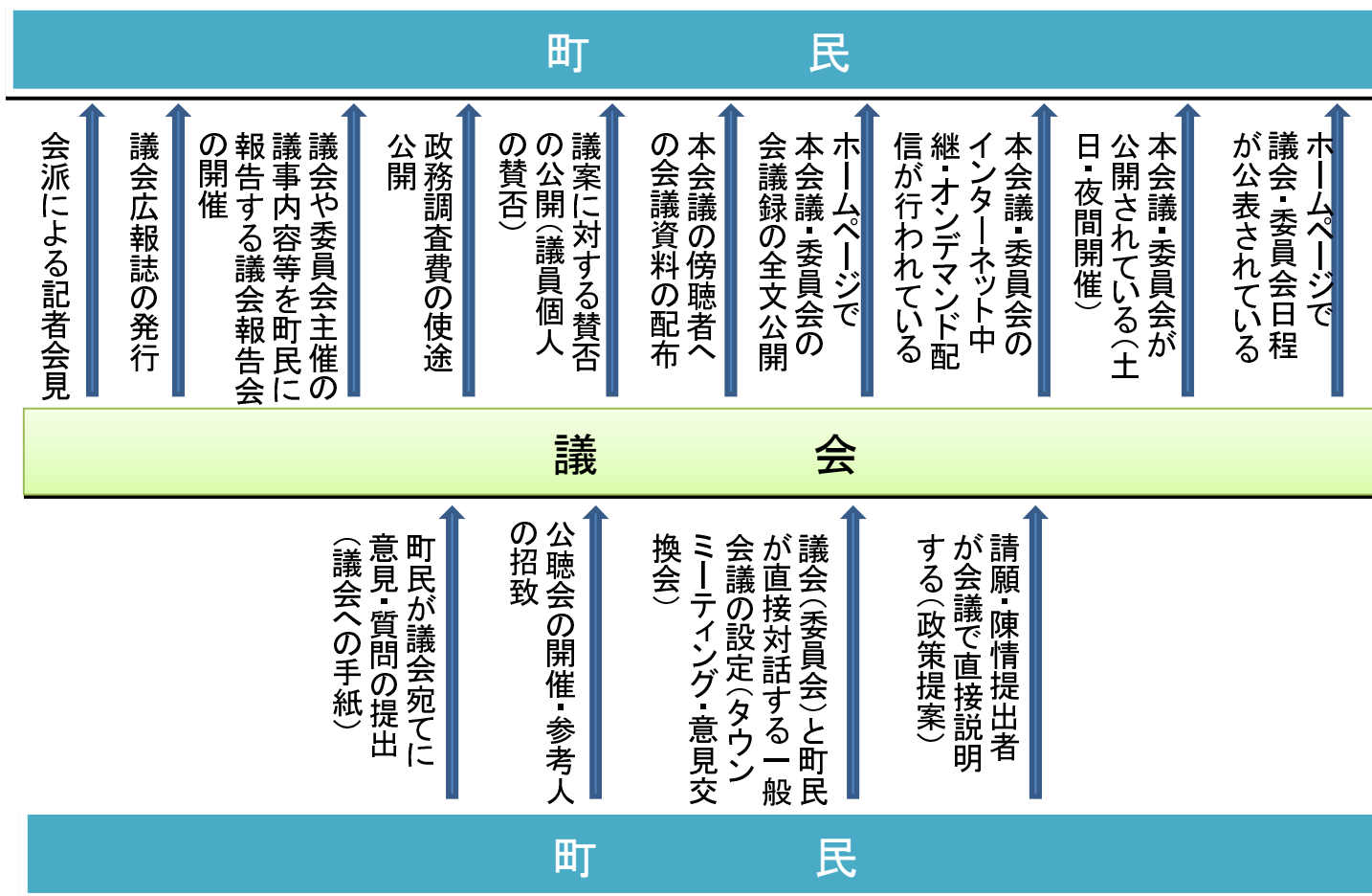
町民参加



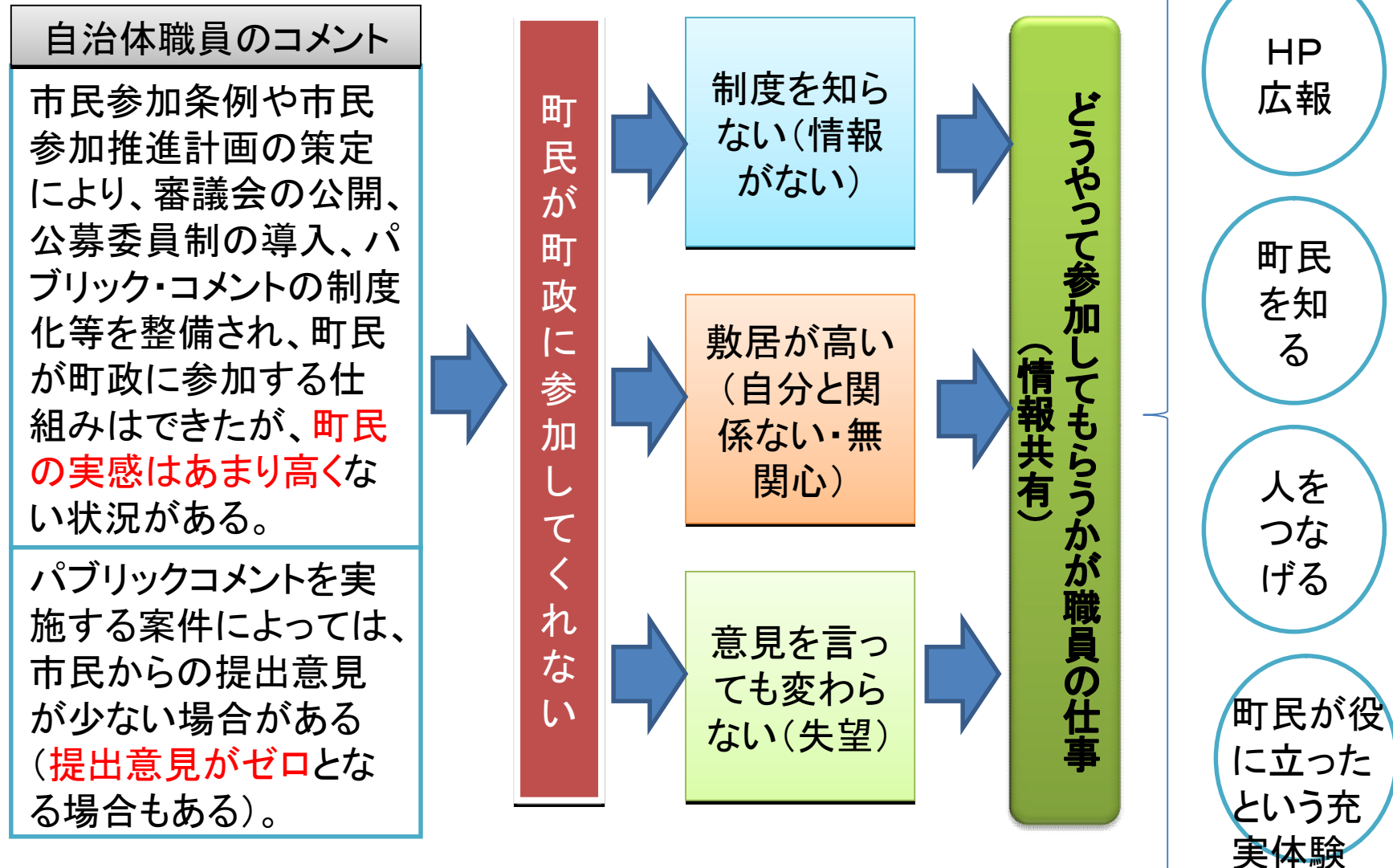
町民と議会の情報共有

情報共有

町民参加



町民参加制度の課題は情報共有



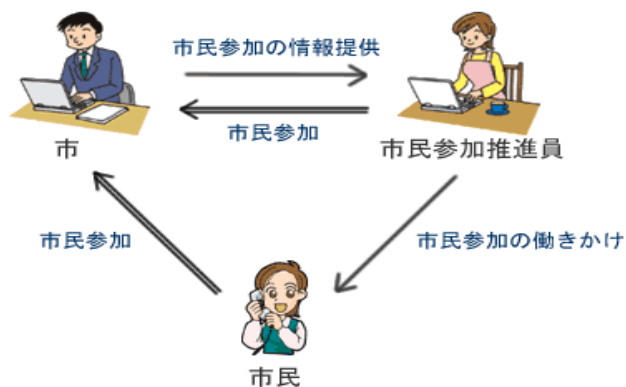
久喜市の市民参加推進員制度

制度の概要

市民参加推進員制度とは、市民参加推進員(登録いただいた市民のみなさん)が、市から送付される市民参加に関する情報に基づき、自ら積極的な市民参加に努めていただくとともに、多くの市民のみなさんに対して市民参加の働きかけを行っていただくという市民のみなさんのネットワークを活用した制度です。

これからの市民参加は、「協働のまちづくり」に向けて、市が一方向的に推進するのではなく、多くの市民のみなさんに参加していただきながら、一緒になって推進していくという趣旨で制度化したものです。

市民参加推進員制度のイメージ



市からの情報提供は、原則的には電子メールで行います。電子メールアドレスをお持ちでない推進員の皆さんには、ファクシミリ、郵送等にて送付します。

市民参加推進員の活動(興味のあるものに参加)

審議会等の委員への応募

【自ら市民参加】
審議会等の委員の公募のお知らせに対して、興味のある審議会等への応募に努めていただきます。
(応募資格が18歳以上のため、18歳以上の市民参加推進員)

【多くの市民のみなさんへの働きかけ】
市が委員の公募をしていることを知らせ、興味のあるものへ応募するよう働きかけていただきます。

市民意見提出制度による意見書提出

【自ら市民参加】
市民意見提出制度(パブリック・コメント)による意見募集に対して、興味のある計画等の案についての意見書の提出に努めていただきます。

【多くの市民のみなさんへの働きかけ】
市が意見募集をしていることを知らせ、興味のあるものについて意見書を提出するよう働きかけていただきます。

市民説明会・ワークショップ等への参加、協力

【自ら市民参加】
市民説明会・ワークショップ・講演会等のお知らせに対して、興味のあるものへの参加、協力を努めていただきます。

【多くの市民のみなさんへの働きかけ】
市民説明会・ワークショップ・講演会等に参加するよう働きかけていただきます。

モニター

【自ら市民参加】
調査、アンケートへの協力を努めていただきます。

【多くの市民のみなさんへの働きかけ】
市民参加推進員の他、市民のみなさんにもアンケート等を求めている場合は、協力するよう働きかけていただきます。

協働のまちづくりに関すること

【自ら市民参加】
市民参加に関するイベント等への参加・協力を努めていただきます。

市民参加に関する意見・提案

【自ら市民参加】
市民参加条例に定める事項に関する意見・提案をする役割があります。